

し尿浄化槽維持管理及び清掃業務委託特記仕様書

本仕様書は、令和8年度「秋田県立大館少年自然の家し尿浄化槽維持管理及び清掃業務委託」に適用するものである。

I 業務概要

- 1 業務場所 秋田県立大館少年自然の家
秋田県大館市東字岩神沢31
- 2 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 3 浄化槽の構造及び形式 全バッキ方式 250人槽総容量 15,501m³
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

II 業務範囲

- 1 作業内容及び回数は次のとおりとする。
 - (1) し尿浄化槽の維持管理及び消毒作業 毎月1回(年12回)
 - (2) し尿浄化槽の清掃及び汲取作業 年2回(4～6月に1回、10～12月に1回)
- 2 作業要領は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条第2項の規定に基づき、次のとおりとする。

維持管理

- (1) 各槽点検
導入管・腐敗槽・バッキ槽・沈殿槽・消毒槽・放流管等の機能点検。
- (2) 付属機器点検
 - ア ポンプ・モーター・ブロアー・レベルスイッチ等の機能点検。
 - イ モーター・ベルト・ブロアー等各部軸受の異音、ゆるみ等の点検。
 - ウ ポンプの状況、電気設備の点検。(機器に関する部品等は別途)
- (3) スカムの生成、汚泥の堆積状況を点検し、洗浄の時期を確認。
- (4) 水質試験・汚泥沈殿試験
PH透視度・SV残留塩素・亜硝酸反応等の試験を行う。
- (5) インバート樹・接続管・沈殿室の越流堰及び排水口に異物が付着していないか点検。
- (6) バッキ装置酸気管の目詰まりの有無及び機械かくはん装置の異物付着の点検、調整汚泥返送及びスカム返送装置の点検。
- (7) 悪臭発生防止。
- (8) 衛生害虫の発生防止をし、万一発生した場合は必要な措置をとる。
- (9) 放流水は環境衛生上支障が生じないように消毒する。
- (10) 関係書類を整備・記録し、関係官庁へ報告する。

清掃及び汲取

- (1) 浄化槽の機能維持と保全を期するために、次の項目により作業を実施すること。
 - ア 汚物・汚水の汲取及び廃棄処理。
 - イ 各槽内（導入管・腐敗槽・バッキ槽・沈殿槽・消毒槽・放流管等）の洗浄及び清掃。
 - ウ 本体及び散気管・汚泥返送・スカム返送の点検。
- (2) 本体及び配管等に損傷のないようにすること。
- (3) 酸素濃度及びメタンガス濃度測定等を行う際は、事故防止に万全を期すること。
- 3 作業の順序・方法は、あらかじめ委託者と打合せその承認を受けること。
- 4 作業の実施にあたっては、衛生及び火気取締りに留意するとともに、委託者の業務に支障のないようにすること。
- 5 受託者は、定期作業とは別に委託者の要請により、その都度受託者の技術職員を派遣し、緊急作業を行う。
- 6 作業後は作業報告書を提出し、委託者の確認を受けること。
- 7 委託業務が終了したときは、委託業務完了届を提出すること。

Ⅲ その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者と受託者の協議によって定めるものとする。